

## 平成29年度米国への伊勢茶ブランド展開推進事業業務委託仕様書

### 1. 委託業務の名称

平成29年度米国への伊勢茶ブランド展開推進事業業務委託

### 2. 委託業務の目的

本県の茶の生産量は全国第3位ですが、茶全体の消費の減退が著しいことから、選ばれるお茶として、「伊勢茶」のブランド力の強化による需要の拡大が必要となっています。

一方で、茶は米国を始めとした海外で需要が高まっており、伊勢志摩サミットを契機に国内外から三重に注目が集まったこの機会は、伊勢茶の販路拡大に向けた取組を進める好機であります。

そこで平成28年度に県では、多くのバイヤーが参加する大規模な米国での展示会への出展等を実施することで伊勢茶の販路を拡大し、併せて輸出に意欲のある生産者の掘り起こしと育成を図り、一定の成果を得ました。

平成29年度はこの成果を踏まえ、米国市場における伊勢茶のPR手法や商品ラインナップをブラッシュアップして、引き続き米国市場における伊勢茶の販路拡大に取り組みます。

### 3. 委託業務の内容

#### (1) 米国への販路拡大に取り組む生産者の育成と掘り起こし

- ・前年度に実施した同様の米国展示会への出展の成果（別紙参考資料参照）を踏まえ、生産者に対し輸出の取組のブラッシュアップにつながる支援を実施すること。
- ・また、新たに米国向けの伊勢茶の生産に取り組む県内の生産者の掘り起こしを行うこと。
- ・米国への輸出に必要な栽培方法や米国における日本茶の流通状況等について十分な説明・提案等を行い、米国向け茶葉の生産に向けた取組みへ誘発すること。
- ・生産者がより一層、米国への輸出に取り組めるよう、意欲がある生産者を選定して下記の(2)の事業へ参加させること。対象とする生産者の選定にあたっては、栽培状況や茶葉の流通状況等を調査、考慮するものとする。

#### (2) 米国における展示会等への出展

##### ア) 展示会等への出展

- ・米国のバイヤー、レストラン関係者、流通業者など（以下「現地業者」という。）を対象とした米国で開催される大規模（出展企業が概ね200社以上）な食品・飲

料展示会等へ1回以上出展すること。

- ・出展にあたっては、米国へ輸出可能で、三重県内で生産された平成29年産伊勢茶の一番茶を主用品としてPR（試飲、商談等）することとし、県と協議のうえ、県内の5戸以上の生産者から収集すること。
- ・伊勢茶の収集は出展の3か月前までに確定するように進めるものとし、5戸以上の生産者からの収集が困難な場合は県と協議するものとする。
- ・展示会等でPRする伊勢茶が、3茶種（煎茶、深蒸し煎茶、かぶせ茶）となるよう調整して収集すること。
- ・前年度の取組（別紙参考資料参照）において判明した米国でのニーズがある茶種や商品、パッケージデザインについても考慮するとともに、他府県産との差別化を図れる出展とすること。
- ・出展品は国内法令及び実施国の法令規則などに則り適切に輸送すること。
- ・米国における伊勢茶の定番化にとって、有力な取引先となる可能性のある現地業者をリストアップするとともに、当該現地業者の展示会等への参加を図るため、事前に電話やダイレクトメールなどによる勧誘及び商談を実施すること。

#### イ) 米国における伊勢茶の定番化に向けたマーケティング

- ・現地業者1社以上を県内へ招へいし、伊勢茶のPRと併せて伊勢茶の評価や米国輸出にあたっての課題等についての聴き取りを1回以上行うこと。
- ・展示会等で面談した米国現地業者10社以上に対し、伊勢茶の評価や米国輸出についてヒアリングすること。また、ヒアリングで得られた現地業者の意見等についてまとめ、上記（1）で掘り起こした生産者へフィードバックを行うこと。

#### （3）事業実施報告書の作成

- ・事業の実施内容、伊勢茶PRの成果、現地業者による伊勢茶や伊勢茶生産者等に対する評価、県内の茶生産者の米国向け茶葉生産に対する意向や障壁等を記載した事業実施報告書を作成すること。
- ・事業実施報告書は、正本1部、副本2部と電子データ（CD-ROM等）で提出すること。

#### （4）委託料の用途

- ・委託料には、米国での展示会等の出展にかかる費用（展示会等主催者との調整、出品物及び出品事業者との調整及び支援、出品物にかかる輸出手数料（登録費用、検査費用等）、広告宣伝、チラシ等作成費用、サンプル購入費用、関係物品にかかる輸送費用、通訳、販売員、資料作成等一切の業務を含む）、マーケティング費用（渡航費等）、生産者の渡航費、日程調整及び会場借上等に係る一切の業務（費用）を含む。

#### 4. 委託業務の留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら決定するものとする。
- (2) 委託期間内において、必要に応じ、三重県と月 1 回程度の打ち合わせを実施する。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県の保有する個人情報として三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己に責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (8) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 三重県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

#### 5. 事業実績の報告書及び成果物の納品

委託業務完了の日から起算して 10 日を経過した日又は平成 30 年 3 月 23 日（金）のいずれか早い日までに、下記の事業実績報告書（様式任意、A4・両面印刷）及び成果物（いずれも正本 1 部、副本 2 部）を納品して完了検査を受けること。なお、事業実績報告書の記載内容及び成果物は以下のとおりとする。

(1) 事業実績報告書

上記 3 の (3) 事業実施報告書の作成に記した内容を記載すること

(2) 成果物

本事業の展開に使用した販促資料等

(3) 上記 (1) 及び (2) の電子データ（CD-ROM等）

・提出先は以下のとおりとする。

## 6. 委託期間

契約締結の日から平成30年3月23日（金）まで

## 7. 契約上限金額

3,199,046円（消費税及び地方消費税含む）

## 8. 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「平成29年度米国への伊勢茶ブランド展開推進事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」において、書類審査とプレゼンテーションにより審査を行い、総合的に評価して優秀提案を選定します。

### (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1）の提出 1部

以下の11項に掲げる参加資格を全て満たしていることの誓約を記載した申請書及び添付書類（登記簿謄本又は登記事項証明書 写し可）を以下のとおり提出すること。

- ア 提出期限 平成29年6月14日（水） 17時まで（必着）
- イ 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県 農林水産部 農産園芸課
- ウ 提出方法 持参又は郵送による送付  
(メール及びファクシミリでの提出は不可とする。)

### エ 受理の確認

申請書を郵送にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をすること。

## 9. 提出を求める企画提案資料の内容

### (1) 企画提案書提出部数 9部

### (2) 企画提案書の様式

原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ10ポイント以上。

表紙を含め20ページ以内（長辺側を綴じること）。

### ■提案内容（実際に履行可能な内容を記載すること）

ア 平成29年度米国への伊勢茶ブランド展開推進事業業務委託業務運営に関する企画提案

上記3の（1）及び（2）の業務内容に沿って具体的に提案すること。

なお、次の項目については提案内容に必ず記載すること。

- ・新たに伊勢茶の米国向け輸出に取り組む意欲のある生産者の募集計画
- ・出展展示会の候補及びマーケティングの具体的な実施内容と販路拡大の見通し
- ・運営計画、人員体制

イ 業務の実施体制

当業務を円滑に推進するための提案者の実施体制の詳細。

ウ 実施スケジュール

当業務を円滑に推進するための具体的スケジュール。

(3) 見積書 9部 (コピー可。ただし原本1部要) (様式2)

積算の内訳は大きく分類して一式とするだけでなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

(4) 提案事業者の概要書 9部

提案事業者の組織概要 (名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等)、組織体制 (主な事業所を含む)、沿革等を簡潔に記載したもの。

(5) 契約実績証明書 1部 (様式3)

過去3年間の、今回の委託金額と同規模程度 (又は同規模以上) の契約実績について記載すること。

(6) 企画提案資料の提出

ア 提出期限 平成29年6月26日 (月) 17時まで (必着)

イ 提出場所 企画提案コンペ参加資格確認申請書と同様

ウ 提出方法 企画提案コンペ参加資格確認申請書と同様

エ 受理の確認

企画提案書を郵送にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をすること。

(7) プレゼンテーションの実施

ア 開催日 平成29年6月29日 (木)

※実施時間については、6月27日 (火) までに、申請書記載の連絡先に電子メールまたはファクシミリ等にて連絡します。

※プレゼンテーションの実施日及び時間については、応募件数等、事情により変更になる場合があります。

※応募多数の場合、プレゼンテーションを行う提案事業者を書類選考で選出させていただきます。

イ 開催場所 三重県津市 三重県庁

※詳細は、プレゼンテーション時間の連絡にあわせてご案内します。

ウ その他

説明は、提出いただいた企画提案書及び見積書のみによるものとします。(パワー

ポイント等の使用は不可。)

## 1 0. 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定します。

### (1) 実現性

生産者の掘り起こし、展示会への出展及びマーケティングは実現可能な内容であるか。  
また、実施スケジュールは具体的で無理のない内容か。

### (2) 企画性

提案の内容が一連の企画として、伊勢茶の販路を拡大し、ブランド力を強化できる効果的な内容となっているか。

### (3) 的確性

提案の内容が仕様書に合致し、具体的に記述されているか。

### (4) 専門性

展示会への出展や伊勢茶の PR 等に豊富な経験があり、専門的なノウハウを有するか。

### (5) 経済性

十分な効果が期待できる適正な見積もり、費用対効果の高い内容となっているか。

### (6) 実施体制

業務遂行に必要で十分な人員を有しており、会計や記録、関係資料の保管・作成等が十分に行える体制となっているか。

## 1 1. 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

### (1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- ・常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。

### (2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 1 2. 委託契約締結

- (1) 優秀提案者と契約条件及び業務仕様書の内容を協議し、当該業務仕様書に基づく見積書を提出いただいたうえで、委託契約を締結します。  
なお、優秀提案者との契約締結時には、以下の納税証明書及び納税確認書が各1部必要になります。
  - ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3・未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
  - イ 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (2) 契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とします。ただし、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。
- (3) 委託料については、三重県が必要と認めた場合は、概算払請求することができます。

### 1.3. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

### 1.4. 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けた時は、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
  - ウ 発注所属に報告すること
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、発注所属と協議を行うこと
- (2) 受託者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定を準用し、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

### 1.5. 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期間  
平成29年6月8日（木）17時まで
- (2) 質問の提出  
当企画提案コンペに関する質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）にて

行うものとし、以下17の担当部局まで、ファクシミリまたは電子メールのいずれかの方法で提出してください。送信後は、電話にて着信を確認してください。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号または電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

(4) 質問に対する回答

頂いた質問には6月12日(月)までに、県HPにて回答させていただきます。

16. その他

- (1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
- (2) 提案に必要な一切の費用は、各提案者の負担とします。
- (3) 企画提案書提出後、事業者が決定するまでの間は、企画提案書に記載された内容の変更は認めません。
- (4) 企画提案書は、契約に至った場合に使用する他、事業者選定以外には使用しないものとし、県の文書規程に従い管理するものとします。また、提出のあった各提案書については、返還しません。
- (5) 提出された提案書については三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (6) その他必要な事項は、三重県会計規則の規定によるものとします。

17. 連絡先 (担当部局)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 農林水産部 農産園芸課 園芸特産振興班

担当 : 山本、伊藤

電話 059-224-2808 FAX 059-223-1120

E-mail nousan@pref.mie.jp